

# 起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	令和元年8月8日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和元年8月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号				公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ( 公開 )		四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和元年6月21日（金）		
				会議時間	13時00分～13時40分		
出席委員	委 員 長 山 崎 司			委 員 寺 尾 真 吾			
	副 委 員 長 大 西 友 亮						
	委 員 安 岡 明						
	委 員 平 野 正						
	委 員 西 尾 祐 佐			欠席委員			
	委 員 廣 瀬 正 明						
その他	議 長 宮 崎 努						
	委 員 外 議 員						
執行部出席者	総務課長 成 子 博 文						
	行政係長 安 岡 栄 治						
	財政課長 町 田 義 彦						
	財政係長 村 松 大						
	市民病院事務局長 池 田 哲 也						
	上下水道課長 秋 森 博						
事務局	事務局長 阿 部 定 佳						
	事務局員 上 岡 真 良 那						
記 録							
<p>令和元年6月定例会において、本委員会に付託を受けた議案2件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会

●まず、付託を受けた第6号議案「四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：成子総務課長】

「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律」が本年6月1日に施行され、投開票に係る報酬の基準額の改正が行われた。これにより、本市の条例に規定している投票管理者・立会人・選挙長などの報酬額を国の基準に合わせて改正するもので、施行期日は公布の日からとしている。

質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第7号議案「消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」について審査を行った。

【説明：町田財政課長】

令和元年10月1日より消費税率及び地方消費税率が8パーセントから10パーセントに引き上げられることに伴い、公の施設の使用料や占用料等の改定を行うもので、使用料等の規定のある39条例について一括して提案するものである。この提案方式は平成26年4月と同様で、全39条について条立ての一括改正としている。

見直しの概要は、消費税率及び地方消費税率引き上げ相当の2パーセントを施設使用料等に転嫁する増額改定である。使用料等の額は一部を除いて内税方式で表示し、市民の利便性を考慮して従前通り10円未満切り捨てで整理している。なお、公民館使用料については施行後3ヶ月間の使用となるので転嫁を見送っている（ただし、分館については公民館条例を改正する）。

引上げ影響額は、当初予算額をベースに試算したところ市全体で2,167万円である。内訳は一般会計129万円である。ただし、「いやしの里」のように利用料金制を敷いている施設では利用料金は指定管理者が決めるため、条例事項として上限の2パーセント分は改正するが、影響額の計算はしていない。また、特別会計は「下水道会計」「簡易水道会計」「と畜場会計」「農業集落排水会計」の4会計あり、影響額は1,087万円である。また、企業会計は「水道事業会計」「病院事業会計」の2会計あり、影響額は951万円である。

施行日は令和元年10月1日予定で、検針日の関係等のある水道事業の料金改定については経過措置を設けている。

【質疑：大西委員】

消費税の改定は、国会では予定されているが決まっていない段階だと思う。9月議会でも遅くないのではないかと。

【答弁：町田財政課長】

これは平成28年11月の法施行上、施行日が10月1日と決まっている。国会では実施時期の延長等、法改正の可能性はあるかもしれないが、今のところ10月1日と決まっているため、市民周知期間を考慮して例年通り施行日の3ヶ月前の議会に提案するものである。

【質疑：西尾委員】

公民館の使用料は上がらないということか。

【答弁：町田財政課長】

公民館は取り壊しを来年度に予定しており、早くても年末には使用をやめる計画である。少なくとも見積もっても3ヶ月間の転嫁となるため、効果が少ないと判断して使用料の転嫁は見送った。

**採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。**

■次に管内視察・行政視察について協議を行った。

— 小休中 —

— 正 会 —

●管内視察

実施日：7月8日(月) 8時30分市役所出発

視察先：大宮地区米冷蔵用貯蔵施設、地域おこし協力隊員等との意見交換、横瀬川ダム、古尾地区の林道災害復旧工事

— 小休中 —

— 正 会 —

●行政視察

実施日：10月1日(火)から3日(木)

視察先：今後協議

視察目的：行政改革、文化複合施設

— 小休中 —

■事務局より報告事項

なし

— 正 会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。

